

高山市伝統的工艺品等高付加価値化事業補助金

～伝統的工艺品等が持つ価値や魅力を広く国内外の観光客などに紹介することで、
無形の技術や経験への付加価値の向上を図る取り組みに対して支援します～

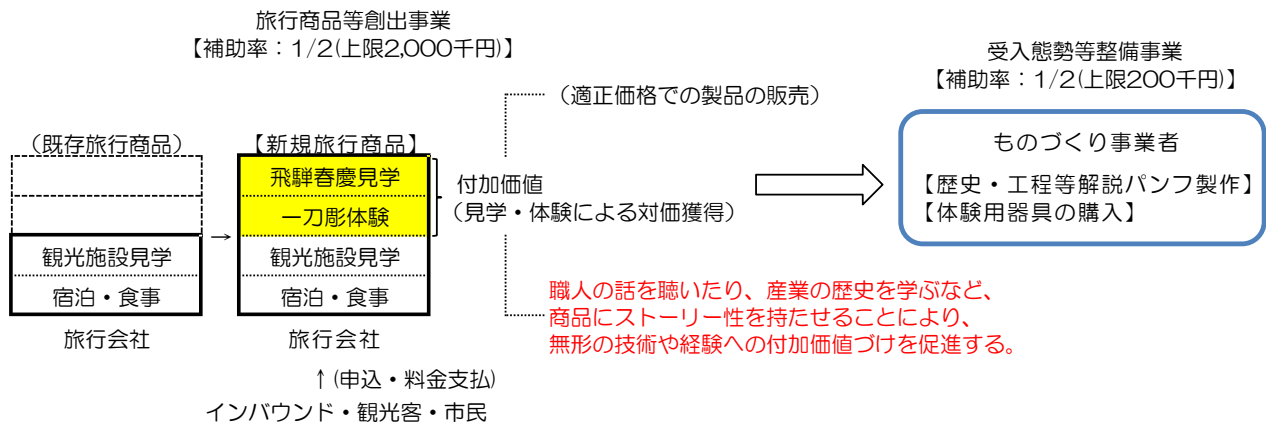
※伝統的工艺品等とは、ものづくり事業者が専門的な技術や知識を用いてつくりだす製品、農作物等のことをいいます



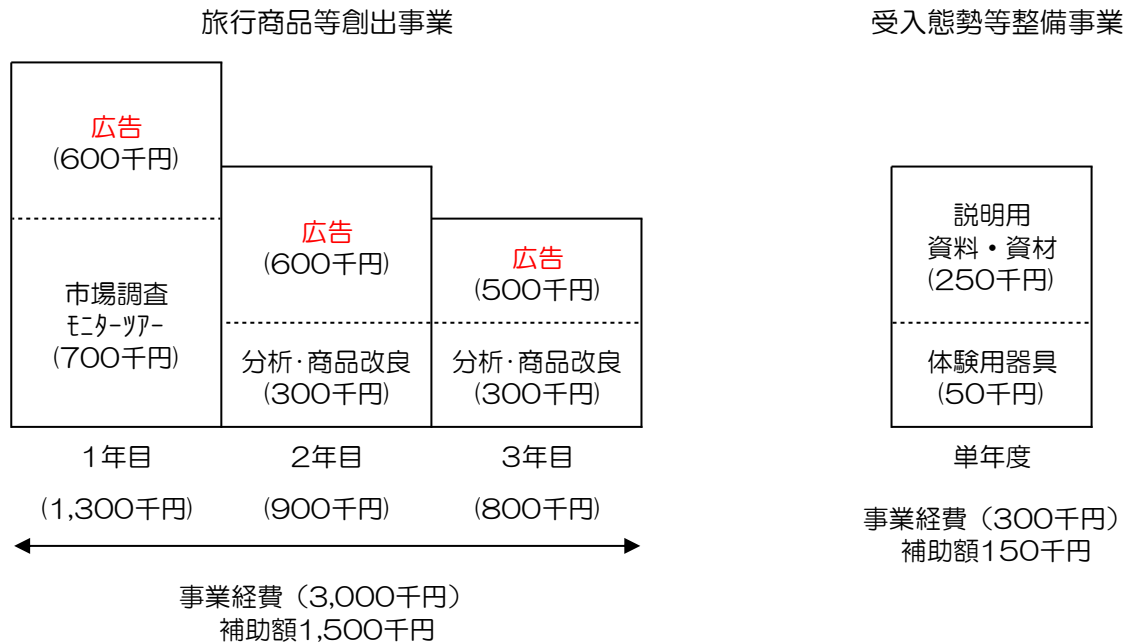
<事業内容>

		旅行形態等創出事業	受入態勢等整備事業
概要		ものづくり事業者又はものづくり事業者と旅行会社等が連携して、ものづくりの伝統・文化・技術等を観光客などに紹介する機会(※)を創出又は増加させる取り組み。 ※ものづくりを体感できるツアーや体験サービス等の新規開発、又はそれらの販売促進を図る取り組み。	旅行形態等創出事業の見学や体験先で、ものづくり事業者が見学者等の受入態勢を整備する取り組み。
補助対象者		市内外の旅行業の資格を有する民間事業者等(旅行業者、ホテル業、運輸業など) ※旅行業法の適用を受ける事業の場合は、同法に基づく登録等の各種手続きを実施している事業者	市内のものづくり事業者(飛騨高山の名匠認定制度対象職種のうち生活衛生サービス及びその他の生活、衛生サービスを除く職種の事業者)
補助期間		最大3カ年(事業は3カ年実施)	単年度
補助率等		補助率: 1/2 以内の額 上 限: 2,000 千円 (1 事業者あたり 3 年間の限度額)	補助率: 1/2 以内の額 上 限: 200 千円 (1 事業あたり単年度の限度額)
対象経費	開発段階	市場調査費用(コンサル代) モニターツアー費用(モニター派遣代、交通・宿泊費、施設利用料等)	事業所等における観光客などの受入態勢の整備にかかる消耗品費及び印刷製本費
	販売段階	委託料等(オンライン広告運用委託料、ランディングページ制作費、イベント会社への委託料等)	
	改良段階	利用者アンケート分析、商品改良の企画費等(コンサル代)	
対象外経費		維持管理費(サーバー代等) 直接的に商品代金に含まれる経費(参加者の交通費・宿泊費、見学先等の謝礼、施設使用料)	消耗品費のうち、取得価格が10万円以上となる器具等の購入費用
想定される事業内容		<ul style="list-style-type: none"> 春慶、一刀彫の見学・体験ツアー 酒造りの工程見学と地酒に合う料理を体感するツアー 飛騨の漬物の歴史を学び漬け込み作業を体験できるツアー など 	<ul style="list-style-type: none"> 体験者が使用する器具の購入 工程等説明用パンフレット制作(日本語版・英語版) など

<付加価値イメージ図>



<補助金交付イメージ図>



- 本制度は令和5年度～令和7年度の3年間を予定しており、期間内に申請のあった事業者に対しては、最大3年間補助を継続することとしています。
ただし、状況によっては、年度を繰り上げて補助金を終了する場合や補助対象、補助率などを変更する場合があります。
- 受入体制等整備事業補助については、旅行形態等創出事業に紐づく事業に限定していますので、事業者単体での申請は認められません。また、補助対象経費については、事業実施に直接必要な消耗品等に限定しており、トイレ洋式化などの整備は原則認められません。
- 3年経過後は各事業者の皆様には自走により事業を継続していただくことを目指しています。